

高知大学さきがけ志金寄附受入要項

平成 23 年 10 月 26 日
規 則 第 3 5 号

最終改正 令和 5 年 5 月 15 日規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、高知大学さきがけ志金規則（平成 23 年規則第 33 号）第 10 条の規定に基づき、高知大学さきがけ志金寄附受入要項を定めるものとする。

(寄附申出)

第 2 条 高知大学さきがけ志金（以下「志金」という。）に対する寄附申出は、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則（平成 16 年規則第 65 号）（以下「寄附金規則」という。）

第 3 条に規定する寄附申込書以外にも、別紙 1 の寄附申出書を使用した申出もできるものとする。

2 寄附に際し、別に定める「払込取扱票」を使用する場合、古本募金を利用する場合又は本学が委託する決済代行サービスを利用する場合は、前項の寄附申込書及び寄附申出書は要しないものとする。

(寄附金の受入れ)

第 3 条 志金の目的に賛同する個人及び法人からの寄附金は、随時寄附金として受け入れるものとし、寄附金規則第 6 条に規定する決定通知は要しないものとする。

附 則

この要項は、平成 23 年 10 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 7 日規則第 62 号）

この規則は、平成 26 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 7 日規則第 21 号）

この規則は、平成 28 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 16 日規則第 26 号）

この規則は、平成 29 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 5 月 15 日規則第 12 号）

- 1 この規則は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

寄 附 申 出 書

国立大学法人高知大学長 殿

高知大学さきがけ志金へ、下記のとおり寄附します。

申 出 日	年 月 日
寄 附 申 出 者	<input type="checkbox"/> 法人・団体等 <hr/> <input type="checkbox"/> 個人（以下、本学との関係についてお尋ねします。） <input type="checkbox"/> 卒業生・修了生 卒業・修了年月（ 年 月） 在籍学部・研究科（ 学部 学科） （ 研究科 専攻） <input type="checkbox"/> 在学生の保護者 在籍学部・入学年（ 学部・ 年入学） <input type="checkbox"/> 本学退職者 <input type="checkbox"/> 本学の役員及び職員（所属： 職名： ） <input type="checkbox"/> 一般の方
	(フリガナ)
	氏 名
	住 所
	電話番号
e-mailアドレス	
寄附金額	金 円也
寄 附 の 目 的	<input type="checkbox"/> 事業を特定せず、さきがけ志金事業全般に助成する（使途・運用は大学に一任） <input type="checkbox"/> 事業を特定する（寄附目的を特定される場合、以下の目的とする事業に✔をご記入ください。） <input type="checkbox"/> 学生支援事業 <input type="checkbox"/> 教育研究支援事業 <input type="checkbox"/> 社会連携事業 <input type="checkbox"/> 国際交流事業 <input type="checkbox"/> 高知大学創立75周年記念事業
寄附の条件	(必要に応じてご記入ください。)
寄附金の払込予定	<input type="checkbox"/> 一括払い 年 月 日頃（振込時期に希望がある場合のみご記入ください。） <input type="checkbox"/> 分割払い 第1回（ 円） 年 月 日頃 第2回（ 円） 年 月 日頃 第3回（ 円） 年 月 日頃 （以下、必要に応じて追加記入をお願いします。）
ご芳名のホームページでの開示	寄附者のご芳名又は法人等名を高知大学ホームページへ掲載することについて <input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない
そ の 他	

注：該当する□欄にチェック（✔）をご記入ください。

注：裏面の注意事項もご覧ください。

■注意事項

◇個人情報の取扱いについて

寄附者の個人情報（氏名、住所、電話番号）については、寄附金の受入手続の目的で使用するものであり、この目的以外に本人の同意なく使用し、又は第三者へ提供することはありません。

◇寄附者のご芳名又は法人等名をホームページで公開することについて

高知大学では、本志金へご寄附いただいた皆様に謝意を表すため、ご芳名又は法人等名を（匿名希望の方を除く）ホームページに掲載し、長く高知大学の歴史に残させていただきます。

◇独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対する本件情報の開示について

高知大学では「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」（平成13年12月5日法律第140号）第5条の規定に基づき、外部からの開示請求に応じて、寄附に関する情報を公開しております。

企業・団体の皆様からいただきました寄附金については、企業・団体名、受入部局、受入金額などの情報が、上記により開示請求があれば公開されることとなりますので、予めご了承ください。

なお、個人からのご寄附については、個人情報保護の観点からお名前は非公開とさせていただきます。

■税制上の優遇措置

高知大学への寄附金については、税制上の優遇措置が受けられます。

本学が発行する「寄附金領収書」を添えて、確定申告により手続きをお取り下さい。

なお、「寄附金領収書」は、寄附金の入金を確認させていただいた後にお送りいたします。

◇個人からのご寄附に対する措置

寄附金額が2千円を超える場合、その超えた金額が当該年の所得から控除されます。ただし、寄附金の額が総所得の40%を上回る場合は、40%が限度となります。（所得税法第78条第2項第2号）

$$\text{所得税の軽減額} = (\text{寄附金額} \times 1 - 2,000\text{円}) \times \text{所得税の税率}$$

※1
総所得額の40%を限度

さらに、寄附された翌年の1月1日に高知県及び高知市にお住まいの方は、県民税及び市民税の寄附金税額控除を受けることができます。2千円を超え総所得額の30%までの寄附金額に対し、県民税は4%、市民税は6%を乗じた額が控除されます。（高知県税条例、高知市税条例）

個人住民税の軽減額

- ・県民税 = (寄附金額 × 2 - 2,000円) × 4%
- ・市民税 = (寄附金額 × 2 - 2,000円) × 6%

※2
総所得額の30%を限度

◇法人からのご寄附に対する措置

寄附金の全額を損金算入することができます。（法人税法第37条第3項第2号）

■今後の取扱い

この「高知大学さきがけ志金寄附申出書」が大学に到着しましたら、本学から振込依頼書、払込取扱票等をお送りいたします。

分割払いをご希望された方には、第2回目以降の払込予定日前に、前記と同様の書類を順次お届けいたします。

なお、既に「払込取扱票」を入手され、これにより払い込み手続きをされる場合には、この寄附申出書の提出は不要ですので、念のため申し上げます。

■法人・団体等の皆様へのお願い

今後の事務連絡（「振込依頼書」等送付）のため、以下にご記入ください。

◇担当部署、担当者の連絡先

担当部署名：
担当者名：
電話番号：
e-mailアドレス：

◇「振込依頼書」等の送付先（下記のどちらかに✓をご記入ください。）

- 振込依頼書等は寄附申出者（代表者）宛に送付。
- 振込依頼書等は上記の担当者宛に送付。

【お問い合わせ先】

高知大学さきがけ志金担当
〒780-8520
高知市曙町二丁目5-1

TEL:088-844-8752
FAX:088-844-8556
E-mail: sj02@kochi-u.ac.jp